

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 29 年 12 月 26 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	手数料の徴収
処 分 権 者	水道事業の管理者の権限を行う町長
根 拠 規 定	美郷町水道事業給水条例第 31 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町水道事業給水条例第 31 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町水道事業給水条例 (手数料)</p> <p>第 31 条 手数料は、次の区別により、申込者から申込みの際これを徴収する。</p> <p>(1) 工事検査手数料 1 件につき 3,000 円</p> <p>(2) 指定給水装置工事事業者指定手数料 1 件につき 1 万円</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 29 年 12 月 26 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 29 年 12 月 26 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	水道事業の管理者の権限を行う町長
根 拠 規 定	美郷町水道事業給水条例第 38 条、第 39 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町水道事業給水条例第 38 条、第 39 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町水道事業給水条例 (過料)</p> <p>第 38 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第 5 条の承認を受けないで給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去した者</p> <p>(2) 第 7 条第 1 項の規定による指定を受けないで工事をした者</p> <p>(3) 第 7 条第 2 項の規定による設計審査を受けないで工事 (修繕に係る工事を除く。) に着手した者</p> <p>(4) 正当な理由がなく、第 15 条第 2 項のメーターの設置、第 26 条の使用水量の計量、第 33 条の検査又は第 35 条の給水の停止を拒み、又は妨げた者</p> <p>(料金を免れた者に対する過料)</p> <p>第 39 条 詐欺その他不正の行為により料金若しくは加入金又は手数料の徴収を免れた者は、当該徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額 (当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。) 以下の過料に処する。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 29 年 12 月 26 日